

区立保育園 延長保育申込書

★申込みに関する重要事項（必ずお読みください。）

- ①継続利用の申込書です。スポット利用をご希望の場合は本申込書の提出は不要です。
- ②私立保育園および地域型保育事業の延長保育については、施設や事業者へお問い合わせください。
- ③「配慮を必要とする児童の保育（障害児保育）」の対象の方は、「保育利用のご案内」P.40をご覧ください。
- ④区立直営園は延長保育に定員があるため、通常保育（18時30分まで）が内定であっても、延長保育（18時30分から19時30分まで）は非内定となることがあります。その場合は、通常保育のみの内定となります。希望園の検討に当たってはご注意ください。
- ⑤基本保育時間外に保育を必要とする方向けの申込書です。保育園での面接の結果、延長保育の必要性がないと判断された場合は、ご利用いただけない可能性があります。

※『延長保育申込書』の提出をもって上記重要事項に同意したものとみなします。

練馬区教育委員会教育長宛て		令和 8 年 10 月 5 日	
つぎのとおり、区立保育園での延長保育の利用申込を行います。申込に当たり、延長保育の実施および延長保育料決定のために必要とする個人情報を利用することならびに必要なに応じて特定教育・保育施設、区関係機関等へ提供することに同意します。			
また、個人番号を利用とした情報連携および他の自治体への情報照会に同意します。			
		代表保護者氏名	練馬 太郎

保 護 者	住 所	練馬区 豊玉北△ - △ - △ ○○ハイツ ○○号	
	フリガナ	ネリマ タロウ	
	氏 名	練馬 太郎	
		電 話 番 号	第1連絡先 父(母・その他()) (080 - ○○○○ - ○○○○) 第2連絡先 父(母)その他() (070 - ○○○○ - ○○○○)

希 望 園		希望時間※	
新規入園希望の場合	利用申込書に記載してある 延長保育を実施する区立保育園	☐ 朝 7:00 ~ 7:30 (運営業務委託園のみ)	
在園中・保育園等 の変更希望の場合	☐ 在園保育園	☒ タ ① 18:30 ~ 19:30	
	☐ 変更先の保育園のみを希望		
	☐ 保育園等の変更ができない場合、在園保育園	☐ タ ② 18:30 ~ 20:30 (運営業務委託園のみ)	

※ 直営園も希望している方で、タ②にチェックがある場合、直営園についてはタ①の希望と読み替えます。

延長保育申込児童			
フリガナ	ネリマ ジロウ	フリガナ	
児童氏名	練馬 二郎	児童氏名	
	【 令和5年 5月 8日生 (2 歳) 】		【 年 月 日 生 (歳) 】
延長開始 希望年月	令和 9 年 4 月 1 日から	延長開始 希望年月	令和 年 月 1 日から

区立直営園の延長保育は利用可能時間帯がタ①のみとなります。
ご注意ください。

※ 延長保育は1歳の誕生月の翌月（1日生まれの児童は1歳の誕生月）から利用可能となります。
希望年月を記入されていた場合は、自動的に1歳の誕生月

延長保育は、1歳の誕生月の翌月(1日生まれの児童は1歳の誕生月)から利用できます。

申込児童の18時30分以降の保育状況		※ 以下該当するもの方のみはチェックしてください	
☐ 在園保育園に預けている（継続利用） → 時 分 ~ 時 分 (週 日)	☐ 在園保育園に預けている（継続利用） → 時 分 ~ 時 分 (週 日)	☐ スポット保育を利用している	☐ スポット保育を利用している
☐ その他保育施設に預けている → 時 分 ~ 時 分 (週 日)	☐ その他保育施設に預けている → 時 分 ~ 時 分 (週 日)		
※上記時間に預けていることが分かる『在園証明書』または領収書のコピーもあわせてご提出ください。		※上記時間に預けていることが分かる『在園証明書』または領収書のコピーもあわせてご提出ください。	

- ◎2人以上同時に申込みの世帯で、延長保育が一部の児童のみ利用できる場合
- ☐ 利用できる児童のみ利用する ☐ 全員が利用できるまで待つ

※ 申込児童が3人以上いる場合は、コピーしてお使いください。

裏面も必ずご記入ください。

きょうだい2人以上で延長申込みをする場合は、チェックをお願いします。

【家庭状況】	母の状況	父の状況
延長保育を希望する理由	☒ 契約の勤務時間で間に合わないため ☐ 残業により間に合わないため ☐ その他 ()	☒ 契約の勤務時間で間に合わないため ☐ 残業により間に合わないため ☐ その他 ()
勤務地 (最寄り駅)	東京都千代田区〇-〇-〇 (〇〇 駅)	東京都練馬区〇-〇-〇 (〇〇 駅)
契約勤務時間	9時 00分 ~ 18時 00分 ※変則勤務の方はシフト表の提出が必要です。	8時 30分 ~ 17時 30分 ※変則勤務の方はシフト表の提出が必要です。

希望園にチェックをつけてください。(※利用(変更)申込中・在園中の保育園のみ希望できます。)					
直営園 (定員あり・タ①のみ)		運営業務委託園 (定員なし)			
☒ 栄町	☐ 大泉学園	☒ 豊玉	☐ 春日町第三	☐ 平和台	☐ 上石神井第二
☐ 光が丘第三	☐ 関町	☐ 豊玉第二	☐ 高松	☐ 氷川台	☐ 石神井台
☐ 光が丘第五	☐ 関町第三	☐ 桜台第二	☐ 光が丘	☐ 氷川台第二	☐ 南田中
☐ 南田中第二		☐ 貫井			☐ 富士見台こぶし (■)
		☐ 貫井第二			☐ 東大泉
		☐ 向山	☐ 光が丘第八	☐ 石神井町さくら	☐ 東大泉第二
		☐ 旭町	☐ 光が丘第十	☐ 下石神井第三	☐ 東大泉第三
		☐ 田柄第二	☐ 北町	☐ 関町第二	☐ 南大泉
		☐ 春日町 (■)	☐ 北町第二	☐ 上石神井	

下記の勤務先から希望園までの経路をご記入ください。

■令和9年4月以降から利用できます。

延長保育をご希望の場合は、希望する各園について以下も必ずご記入ください。		
勤務先から希望園までの片道所要時間および経路		
	母の状況	父の状況
希望する保育園(6園以上希望する場合はコピーしてお使いください。)	(栄町) 勤務先⇒保育園 (合計 50 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園) 勤務先⇒神田駅⇒池袋駅⇒江古田駅⇒保育園	勤務先⇒保育園 (合計 55 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園) 勤務先⇒上石神井駅⇒高田馬場駅⇒池袋駅⇒江古田駅⇒保育園
	(豊玉) 勤務先⇒保育園 (合計 60 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園) 勤務先⇒神田駅⇒池袋駅⇒練馬駅⇒保育園	勤務先⇒保育園 (合計 65 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園) 勤務先⇒上石神井駅⇒中井駅⇒練馬駅⇒保育園
	() 勤務先⇒保育園 (合計 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園)	勤務先⇒保育園 (合計 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園)
	() 勤務先⇒保育園 (合計 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園)	勤務先⇒保育園 (合計 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園)
	() 勤務先⇒保育園 (合計 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園)	勤務先⇒保育園 (合計 分) 経路詳細 (例: 勤務先→〇〇駅→〇〇駅→保育園)